

# 国民年金保険料の納付が困難なときは

●申請・問い合わせ／保険医療係、釧路年金事務所 ☎ 0154-25-1521

失業や経済的理由などにより国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除または猶予される制度があります。

## 国民年金保険料免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などの理由で収入が少なく、保険料の納付が困難な場合に申請できる制度です。

▼免除の対象となる所得の目安、承認された場合の納付額

区分	所得の目安	保険料額 (月額)	年金額への 反映割合
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円	なし	1 / 2
4分の3免除(4分の1納付)	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	4,480円	5 / 8
半額免除(半額納付)	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8,960円	3 / 4
4分の1免除(4分の3納付)	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	13,440円	7 / 8

※納付すべき一部の保険料を納付されない場合、将来の年金額に反映されず、死亡や障害といった不慮の事態が生じた際に、年金を受け取ることができなくなる場合があります

## 保険料納付猶予制度(50歳未満の人)

50歳未満で、本人・配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などにより保険料の納付が困難な人が申請することによって、納付が猶予される制度です。

なお、後から追納しないと、老齢基礎年金額の給付額は増えることはありません。

※対象となる所得の目安は国民年金保険料免除制度の全額免除と同じです

## 特例免除について～失業された人の所得審査が除外されます～

特例免除は保険料免除、納付猶予および学生納付特例申請をする年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合、審査により保険料の納付を免除または猶予します。

※本人が失業した場合でも、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは、免除が認められない場合があります

※配偶者・世帯主が退職(失業)した場合は、配偶者・世帯主の所得審査も審査対象から除外します

## 令和8年7月時点での申請対象期間 ※申請日より原則2年1カ月までしか、さかのぼって申請できません

▷令和5年度(令和6年6月分)

※令和8年8月になると免除申請できません

▷令和6年度(令和6年7月から令和7年6月分)

▷令和7年度(令和7年7月から令和8年6月分)

▷令和8年度(令和8年7月から令和9年6月分)

※令和8年度の免除申請は令和8年7月1日から受け付けを開始します

詳しくはこちら



【年金機構ホームページ】

## 申請に必要なもの

- ・年金手帳または年金番号もしくは個人番号のわかるもの
- ・失業などを理由にする場合は、雇用保険受給資格者証や離職票など

※電子申請も可能です。詳しくは年金機構ホームページをご覧ください